## 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

## (1) 景観

#### ① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図3.2-35に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m~80m の範囲にあり(前掲図 3.2-13 (p.3-35) 参照)、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています(図 3.2-37 (p.3-100) 参照)。

対象事業実施区域の東側には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には川井・矢指風致地区に指定された地域も広がっています(図3.2-36(p.3-98)参照)。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域周辺の北側の地区は、市街化調整区域、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や近隣商業地域、商業地域となっています(図 3.3-5 (p.3-112) 参照)。

## ② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね3kmの範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図3.2-35及び表3.2-31に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

#### ③ 景観資源の分布及び概況

対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。また、周辺(調査区域内)では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあり、図3.2-35及び表3.2-31に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

#### ④ 主要な眺望景観の概況

前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、 農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的 な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成していま す。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。

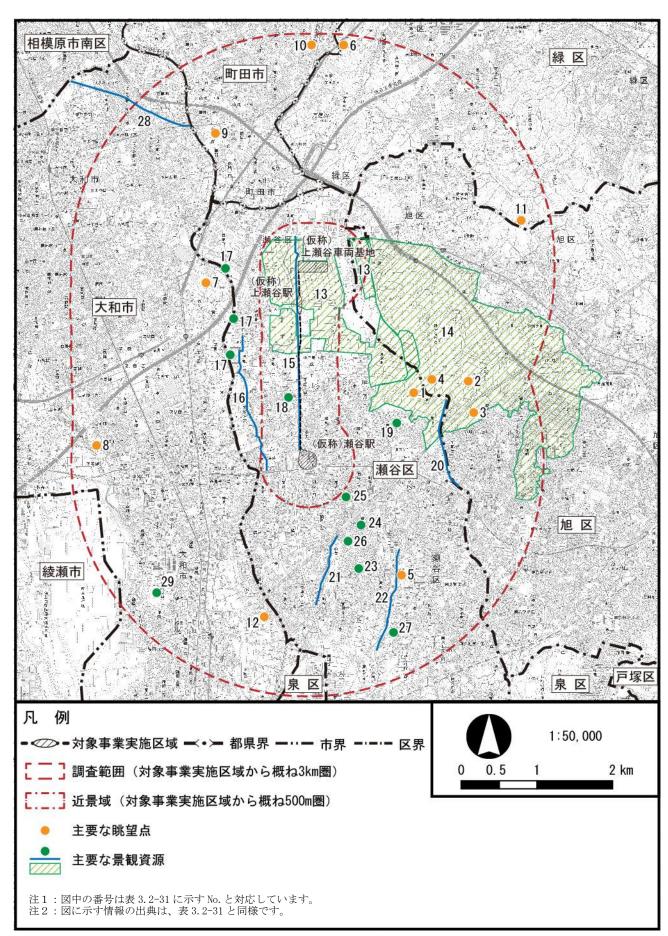


図 3.2-35 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3.2-31 主要な眺望点及び景観資源(対象事業実施区域からおおむね3㎞圏)

区分	No.	名称	資料注1
主要な眺望点	1	瀬谷市民の森	1, 2
(人が集まる要素をもった地区)	2	追分市民の森	2
	3	矢指市民の森	2
	4	上川井市民の森	2
	5	東山ふれあい樹林	1)
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	3
	7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	4
	8	ふれあいの森	(5)
	9	鶴間公園	6
	10	つくし野セントラルパーク	6
	11	三保市民の森	7
	12	久田緑地	4
主要な景観資源	13	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	9
	14	川井・矢指風致地区の緑地	10
	15	海軍道路沿いの桜並木	1)
	16	鎌倉古道沿いの桜並木	1)
	17	境川沿いの桜並木	1
	18	瀬谷中央公園	1
	19	東野第一公園	1)
	20	野境道路	1)
	21	相沢川ウォーク	1)
	22	東山・関ヶ原の水辺	1
	23	瀬谷第一公園	1
	24	瀬谷第二公園	1)
	25	瀬谷第三公園	1)
	26	南台公園	1)
	27	瀬谷貉窪公園	1
	28	さくらの散歩道	(5)
	29	引地台公園	(5)
	_	丹沢の山並み(遠景)	
	_	富士山(遠景)	_

注1:資料の番号は、下記の番号に対応しています。

注2:表中の No. は図3.2-36 に示す番号と対応しています。

資料:①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

- ②「「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和2年5月閲覧)
- ④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ⑤「大和市 観光・まつり」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ⑨「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ⑩「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

# ⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月 法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和元年7月)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成21年12月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

なお、対象事業実施区域から 3 km の範囲には、「景観法」(平成 16 年 6 月法律第 110 号) に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号) に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号) 第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表3.2-32及び図3.2-36のとおりです。対象事業実施区域の東側約500mに川井・矢指風致地区(第3種)が、北東側1,000mに新治・三保風致地区(第4種)が指定されています。

表 3.2-32 風致地区指定状況

名称	面積(ha)	地区の概要	
川井・矢指風致地区(第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半	
		を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含む	
		すぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良	
		好な住宅地を形成しています。	
新治·三保風致地区(第4種)		市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境	
	590 注 1	が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の	
		良好な住宅地が形成される区域です。	

注1:新治・三保風致地区(第3種)を含む面積です。

資料:「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

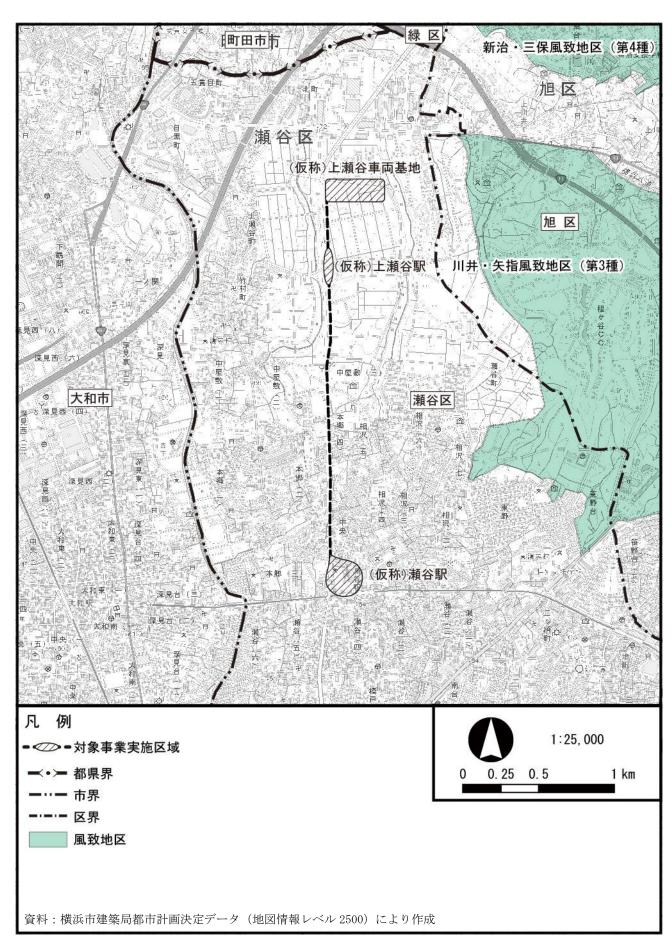


図 3.2-36 風致地区指定状況

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

## ① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合い活動の場は、表 3.2-33 及び図 3.2-37 に示すとおりです。 ハイキングコースとしては、対象事業実施区域西方向の鎌倉古道・上道(かみつみち)の瀬 谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南側の瀬谷駅から瀬谷市民の 森をとおり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森 林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の 森(19.1ha)が対象事業実施区域の東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道沿い、 東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜みどりアップ計画(2019~2023)」(横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成30年11月)に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3.2-33 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料 <sup>注1</sup>
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づ く市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	_	3
	東野第一公園	都市公園(街区公園)	1
	瀬谷中央公園	都市公園(近隣公園)	1
	境川沿い	_	1)
	鎌倉古道 北コース	_	1
	鎌倉古道 南コース	_	1)
	野境道路	_	1)
	武相国境・緑の森コース	_	1)
旭区 -	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森/一部が都市緑地法に基づく特	2
	上川井市民の森	別緑地保全地区	2
大和市	深見歴史の森 (城山史跡公園)	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条 例に基づく保全緑地	4

注1:資料の番号は、下記の番号に対応しています。

資料:①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)

- ②「「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和2年5月閲覧)
- ④「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)

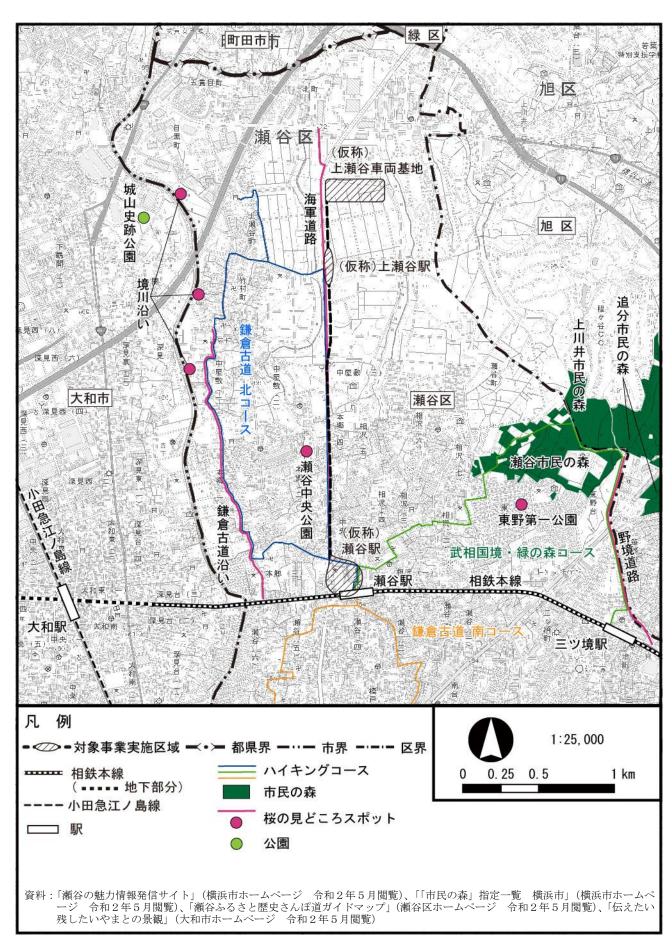


図 3.2-37 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

# ② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区(前掲図3.2-34 (p.3-93)参照)や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります(前掲図3.2-37 (p.3-100)参照)。

# ③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」(神奈川県 平成31年3月)には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、 旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和9年(2027年)3月~9月に国際園芸博覧会の開催を 目指しています。